

三鷹市児童館条例(昭和54年三鷹市条例第8号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 児童、青少年及び若者の健全育成を図り、多世代にわたる多様な市民の主体的な学習を保障し、社会教育を含む生涯学習の振興を図るため、多世代にわたる市民の交流を促進する三鷹市多世代交流センター(以下「多世代交流センター」という。)を設置する。

(児童館等)

第2条 多世代交流センターは、前条の目的を達成するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童館であるとともに、第4条に定める多様な機能を有する施設とする。

(名称及び位置)

第3条 多世代交流センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
三鷹市東多世代交流センター	三鷹市牟礼二丁目13番19号
三鷹市西多世代交流センター	三鷹市深大寺二丁目3番5号

(事業)

第4条 多世代交流センターは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める事業を行う。

(1) 児童館機能

- ア 児童の健全な遊びの指導並びに児童の健全育成に関する講座等の開催及び情報の提供に関すること。
- イ 中高生世代の健全な居場所づくりの推進に関すること。
- ウ 子育て及び児童に係る相談並びに子育てに関する啓発及び支援活動に関すること。
- エ 指導者及びボランティアの養成並びに地域団体等の支援に関すること。

(2) 若者支援機能

- ア 若者の居場所づくり及び社会参加の促進に関すること。
- イ 若者の相談に関すること。

(3) 生涯学習支援機能

- ア 市民が生涯にわたって学ぶための機会の提供及び支援に関すること。
- イ 市民が自主的に学ぶための活動の場の提供に関すること。

(4) 多世代交流機能

- ア 多世代交流を図るための事業の推進に関すること。
- イ 多世代交流に係る企画、調査及び研究に関すること。

(5) その他前各号の区分に応じ、第1条の目的を達成するための事業

(休館日)

第5条 多世代交流センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 毎月第4日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(開館時間)

第6条 多世代交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分まで(日曜日は、午前9時から午後5時まで)とし、児童館機能にあっては、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の承認等)

第7条 多世代交流センターの学習室、会議室、集会室、談話室兼保育室又は視聴覚室兼保育室(以下これらを「学習室等」という。)を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多世代交流センターの学習室等の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき。

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。

(5) 管理上支障があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第9条 市長は、多世代交流センターの学習室等の使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項に規定する使用の条件に違反したとき。

(3) 公益上の必要が生じたとき。

(4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第10条 多世代交流センターの使用料は、無料とする。

(使用权の譲渡禁止)

第11条 多世代交流センターの学習室等の使用の承認を受けた者は、当該使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第12条 多世代交流センターの利用者又はその保護者は、当該施設並びに設備及び器具の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の三鷹市多世代交流センター条例の規定による多世代交流センターの学習室等の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。